

幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので、主な内容をお知らせします。

個人町民税

森林環境税の導入

森林環境税は、令和6年度から東日本大震災復興税（町民税・道民税各500円）の終了に伴い国税（住民税均等割）として、年額1,000円が「森林環境税」として課税されます。

肉用牛売却による課税の特例の延長

○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長します。

軽自動車税

環境性能割の税率区分の見直し

新型コロナウイルス感染症などを背景とした半導体不足などの状況を踏まえ、現行の税率を令和5年12月末まで据え置くこととされました。

令和3・4年度	対象車	税率	⇒	令和5・7年度	対象車	税率		
						(令和6年1月~)	(令和7年4月~)	
	電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車	非課税			電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車	非課税	非課税	
	2030年度燃費基準75%達成~	1%			2030年度燃費基準80%達成~	1%	2030年度燃費基準75%達成~	1%
	2030年度燃費基準60%達成~				2030年度燃費基準70%達成~		2%	
	上記以外又は2020年度基準未達成				2%		上記以外又は2020年度基準未達成	2%

グリーン化特例（軽課）の延長

電気自動車等を取得した場合における現行の経過措置等について、適用期限を3年間延長します。

国民健康保険税の税率等の改正について

国民健康保険については、平成30年度の制度改革に伴い、運営主体が町から北海道となっています。これにより町は北海道に対し、国保の運営に係る事業費分を納めるために必要な保険税を算定しています。また、令和12年度の保険税統一化に向け税率を段階的に引き上げていく必要があることから、納税義務者および被保険者の皆様にはご負担をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

令和5年度におきましては制度改正も含め次のとおり条例を改正しています。

- ◆ 保険税率の改定
- ◆ 賦課限度額の改定
- ◆ 軽減判定基準の見直し

◆ 保険税率および賦課限度額の改定

区分	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	賦課限度額	法定限度額	
医療給付費分	改正前	4.80	26,000	23,000	65万円	65万円
	改正後	5.50	31,800	26,400	65万円	
後期高齢者支援金等分	改正前	2.60	10,000	6,000	20万円	22万円
	改正後	2.60	10,800	9,000	22万円	
介護納付金分	改正前	1.50	10,000	8,000	17万円	17万円
	改正後	1.60	12,000	9,000	17万円	
合計	改正前	8.90	46,000	37,000	102万円	104万円
	改正後	9.70	54,600	44,400	104万円	

◆ 軽減判定基準の見直し

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数) +{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下	43万円+(29万円×世帯の被保険者数) +{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下
2割軽減	43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下	43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数) +{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下

※「給与所得者等」とは、給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金等所得者（65歳未満：公的年金との収入が60万円を超える方／65歳以上：公的年金等の収入が125万円（15万円特別控除を含む）を超える方）を指します。